

若手研究者活動支援制度実施要綱

EMEC S 要綱第32号
施行 令和2年4月1日
改正 令和4年4月1日
令和5年4月1日
令和6年4月1日

(制定)

第1条 公益財団法人国際エメックスセンター（以下「エメックスセンター」という。）は、若手研究者活動支援制度を制定する。

(目的)

第2条 エメックスセンターは、従前より閉鎖性海域の環境保全および自然との持続可能な共生社会の構築に資することを目的とし、国際的かつ学術的な交流を推進し、調査研究を実施するとともに、支援を行っている。

若手研究者活動支援制度においては、閉鎖性海域の環境保全に資する研究（以下「研究」と言う。）に取り組む若手研究者を育成支援するための助成を行う。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次に掲げる国内の研究機関等に所属する若手研究者とする。

- (1) 国及び地方公共団体の試験研究・技術開発機関
- (2) 学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校及びその附属研究・技術開発機関
- (3) 独立行政法人の試験研究・技術開発機関
- (4) その他の非営利法人（研究・技術開発に関する業務を行うものに限る。）

(助成対象研究)

第4条 国際的視野からの閉鎖性海域の環境保全や自然海浜保全の取組に加え、きめ細やかな栄養塩類の管理や藻場・干潟等の浅海域の保全・再生・創出等に資する研究であって、独創的かつ実現性が高く、エメックスセンターの社会的・国際的な活動への貢献が期待される研究（人文社会学系の研究を含む）とする。

(助成額)

第5条 原則として1件あたり150万円を限度とし、審査により助成額を決定する。

(助成対象となる経費等)

第6条 助成金交付の対象となる経費は、研究を行うために直接必要な経費であって、次の費目とする。

- (1) 人件費・謝金・旅費
- (2) 研究費 ①消耗品費、②印刷製本費、③通信運搬費、④光熱水料、
⑤借損料及び役務費、⑥会議費、⑦雑費

(3) 外部委託費 ①外注費、②委託費

(助成期間)

第7条 助成期間は、同一テーマによる3年間継続を原則とし、年度毎に審査を行い、研究の継続が妥当と判断される場合は継続を認める。なお、助成期間中にテーマを変更した場合においても、研究内容が同一と判断された場合は同一テーマによる継続とみなす。

2 助成期間が3年間に達した場合においても、研究対象者が継続を希望した場合は、対象研究等の進捗や成果を審査し継続が必要と認めた場合は、助成期間を延長することができる。

3 単年度毎の助成期間は、4月1日から翌年3月末日までとする。なお、助成決定通知日以前において執行した経費についても、助成対象とする研究に係る経費については、助成対象とする。

(助成要望書の提出)

第8条 助成申請者は、継続研究も含め、年度ごとに制定する募集要領に定める事項に留意の上、募集期間内に助成要望書を提出する。

(選考)

第9条 助成要望にかかる選考は、エメックスセンターに設置する研究員会議において行う。また、選考にあたっては、研究内容の独創性及び研究水準、研究実施に関する実現性、国際エメックスセンターの活動への貢献などの観点から評価する。

2 新規要望に係る助成は、原則として各年度2課題以内とする。

(助成内定および通知)

第10条 エメックスセンターは、研究員会議の選考結果をもとに研究助成テーマ・助成条件及び助成額の決定を行い、助成内定者に助成内定通知書を送付する。なお不採択となった申請者にも、その旨の通知を行う。

(助成金の交付)

第11条 助成の内定通知を受けた助成申請者（以下「助成内定者」という。）は、助成金の決定額により、エメックスセンターと協議のうえ、所要経費を再積算し、エメックスセンターに交付申請する。なお、助成内定者は、助成条件等に合意しない場合、助成を辞退することができる。

2 エメックスセンターは、助成内定者からの所要経費等の交付申請書の提出を受け、審査し、交付決定を通知する。

3 助成金は、原則、概算払いとし、助成期間終了時点で、精算処理を行う。

4 助成金の交付は、原則として交付決定を受けた助成内定者（以下「助成対象者」と言う。）の所属する機関（以下「所属機関」と言う。）に対して行う。

5 所属機関において、助成金の寄付金扱いを希望する場合は、助成対象者は、交付申請書にその旨を記載する。なお、寄付金の用途については、本研究に限り、所属機関は、他の用途に使用してはならない。

6 研究期間中に助成対象者が、退職・他機関等への転出等により、対象の研究を遂行できな

い場合、所属機関は、エメックスセンターと協議のうえ、助成金を助成対象者の転出先に移すか、又はエメックスセンターに返還する。

(研究の指導等)

第12条 助成対象者は、研究の過程において、エメックスセンター研究員会議が定める担当指導員から定期的に指導を受ける。

2 担当指導員は、助成対象者を指導した都度、その指導内容を事務局に報告しなければならない。

3 研究員会議は、必要に応じて、助成対象者に対し助成した研究の内容等について報告または説明を求めることがある。

(報告会)

第13条 助成対象者は、研究の進捗状況の報告、研究成果について、報告会に出席して報告しなければならない。

(研究内容の変更)

第14条 助成対象者は、研究内容の変更(担当指導員が承認する軽微な変更を除く。)をしようとするときには、あらかじめ計画変更申請書をエメックスセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 エメックスセンターは、前項の計画変更申請書を受理した場合、これを審査し、変更を承認するときは、助成対象者に計画変更承認を通知する。

3 エメックスセンターは、前項の承認をする場合、助成金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(研究の中止又は廃止)

第15条 助成対象者は、研究を全部若しくは一部中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ研究中止・廃止承認申請書をエメックスセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 エメックスセンターは、前項の調査研究中止・廃止申請書を受理した場合、これを審査し、助成対象者にその可否を通知する。

(所要経費の流用)

第16条 所要経費予定額内訳の各費目の2割を限度として流用は認める。

2 要綱第13条により研究の内容の変更の承認を得た場合は、この限りではない。

(研究遅延の報告)

第17条 助成対象者は、研究計画通りに進捗できておらず、期間内に完了することができな
いと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合は、速やかにエメックスセンターに
進捗状況とそれに対応した経費用途を報告し、その指示を受けなければならない。

(研究報告書等)

第18条 助成対象者は、研究報告書および所要経費精算調書を、募集要領で決めた日までに
エメックスセンターに提出しなければならない。

2 エメックスセンターは、前項の報告書等を受理した場合は、その内容を審査し、助成対

象者に、助成金の額を確定通知書により、助成対象者に通知する。

(調査・検査)

第19条 エメックスセンターは、年度毎に研究報告書等の書面調査を行うほか、助成対象者に対し必要な事項の報告を求める事がある。また、疑義がある場合は、助成期間終了後のみならず、助成期間中においても検査を行う事がある。

2 エメックスセンターは、所属機関等において、帳簿書類等を調査し、関係者に対し質問する事がある。

(助成金の交付決定の取消し)

第20条 エメックスセンターは、次の各号に該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 助成金の交付の申請又は支払の申請について、不正の事実があった場合

(2) 助成金を助成活動以外の用途に使用した場合

(3) 助成活動の遂行が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

(4) 助成研究について、政府による他の補助金等と重複して助成を受けていたと認められる場合

(5) 期限までに正当な理由なく研究成果及び助成金使途の報告を行わなかった場合

(6) 第12条の研究の指導等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

(7) その他この要綱に定めるところに違反したと認められる場合

2 エメックスセンターは、前項の規定による取消しをした場合には、助成対象者の交付決定の取消しを通知する。

(助成金の返還)

第21条 エメックスセンターは、前条の規定による取消しをした場合、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を請求する。

(研究成果の公表等)

第22条 助成対象者は、研究の成果について公表に努めるものとし、公表にあたっては、エメックスセンターの助成を受けている旨を明記する。

2 助成を受けた研究について、学会等へ発表した場合は、その内容の写しをエメックスセンターへ提出する。

3 成果報告会で配布した要旨集に掲載した報文は、成果報告会を行った2年後にエメックスセンターのホームページで原文を掲載する。この事から、報文に修正が必要な場合は、修正内容をエメックスセンターに連絡する。

(知的財産権等の帰属)

第23条 研究助成を受けた研究の成果から発生する知的財産権等については、助成対象者または所属機関に帰属する。

2 助成対象者が助成金で購入した物品の所有は、所属機関に帰属する。

(実施に関し必要な事項)

第24条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

本実施要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

本実施要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

本実施要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

本実施要綱は、令和6年4月1日から施行する。